

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料について

住民課 内線325～327

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料は、年金の額など一定の要件を満たす方に限り、平成18年中の所得などに基づく仮算定額を4月に決定し、年金からの天引きにより徴収しています。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、平成19年中の所得などに基づく本算定を現在すすめており、

7月に正式な保険料額が決定されます。

保険料の決定額、徴収の方法や天引きの有無、開始時期などは7月中旬ごろに郵送する決定通知書でお知らせします。

国民健康保険料賦課額通知書の送付について

住民課 内線325～327

平成20年度の国民健康保険料賦課額通知書を今月中旬ごろ、国民健康保険加入世帯の世帯主に送付します。

保険料は、4月から翌年3月までの1年間分を、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。納期限までに納付くださるようお願いします。

＜口座振替のおすすめ＞

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。申込方法は、口座のある金融機関の窓口に必要な書類を持参のうえ、手続きをしてください。申込用紙は町内各金融機関に用意してあります。なお、原則として申し込みされた月の翌月から口座振替で

納付されます。

【必要書類】

普通預金通帳・通帳印・納付書

【取扱金融機関】

みずほ銀行・三井住友銀行・中央三井信託銀行・横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・三島信用金庫・JAかながわ西湘・ゆうちょ銀行（郵便局）

また、65歳以上75歳未満の方だけの世帯に限り、10月から特別徴収（年金から天引き）が開始される予定です。対象となる世帯につきましては、今月中旬に送付する国民健康保険料賦課額通知書でお知らせします。

国民健康保険の加入（脱退）を忘れていませんか？

住民課 内線325～327

次のようなときは、国民健康保険の手続きが必要となります。届出に必要なものをご確認のうえ、住民課へお越しください。

【国保に加入するとき】

- ・他の市区町村から転入したとき・・・他の市区町村の転出証明書
- ・職場の健康保険を脱退したとき・・・職場の健康保険を脱退した証明書
- ・子どもが生まれたとき・・・保険証、母子健康手帳
- ・生活保護を受けなくなったとき・・・保護廃止決定通知書
- ・外国籍の方が国保に加入するとき・・・外国人登録証明書（1年以上の在留資格があることがわかるもの）

【国保を脱退するとき】

- ・他の市区町村へ転出するとき・・・保険証
- ・職場の健康保険に加入したとき・・・国保と健保の保険証
- ・死亡したとき・・・保険証
- ・生活保護を受けるとき・・・保護開始決定通知書
- ・外国籍の方が国保を脱退するとき・・・保険証・外国人登録証明書

【その他】

- ・住所、世帯主、氏名が変わったとき・・・保険証

※ご本人以外の方が手続きにお越しになるときは、みとめ印を持参してください。また、免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。